# 守谷市自治基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　自治の基本理念と基本原則（第４条・第５条）
第３章　市民の役割等（第６条－第８条）
第４章　議会の役割及び責務（第９条）
第５章　市長及び執行機関の役割及び責務（第１０条・第１１条）
第６章　情報の公開と共有（第１２条・第１３条）
第７章　参加と協働（第１４条－第１８条）
第８章　市政運営（第１９条－第２２条）
第９章　国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力（第２３条）
第１０章　条例の検証及び見直し（第２４条）
附　則

私たちは、市民一人ひとりの幸せと未来への希望を大切にし、豊かな自然と歴史を尊重し、市民が主役となる自治を受け継いできました。

私たちは、今後もこれらを継承し、市民が誇りを持ち、安心して暮らせる魅力的な守谷の未来を創り上げていくために、大切な約束としてこの条例を制定します。

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市の自治に関する基本理念を明らかにし、市民を主体とした持続可能で発展的な自治を実現及び推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（条例の位置付け）

第２条　この条例は、本市における自治の基本となるものであり、最大限に尊重されなければならない。

２　市は、他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

（用語の定義）

第３条　この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）市民　市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体をいう。

（２）市　議会及び執行機関をいう。

（３）執行機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（４）市政　市の行政運営及び議会活動をいう。

（５）自治　市民及び市が、守谷市において、自らの意思と責任をもって、公

共の福祉を増進し、現在及び未来の世代を含むすべての市民の幸せの実現を目指して行う、あらゆる取組をいう。

（６）参加　市民が自治に関する情報を得て、意見を表明し、又は自らの判断と責任に基づき、主体的に自治に関わることをいう。

（７）こども　市内に住所を有する１８歳未満の者及び市内において働き、学び又は活動する１８歳未満の者をいう。

（８）協働　市民及び市が、それぞれの自発性及び自主性を尊重しつつ、連携協力することをいう。

## 第２章　自治の基本理念と基本原則

（基本理念）

第４条　本市における自治の主体は市民であることを基本とし、市民及び市は、互いに理解し合い、信頼と共感のもとに協働して自治を推進するものとする。

（基本原則）

第５条　自治の基本原則は、次に掲げるとおりとする。

（１）市民自治の原則　市民の意思に基づいて自治を進めること。

（２）情報の公開及び共有の原則　市は、市民の市政に関する情報を知る権利を保障するとともに、市民の自治への参加を促進するため、市政に関する情報を市民に提供し、共有すること。

（３）参加と協働の原則　市民が自治に参加し、市と協働で自治を進めること。

（４）多様性の尊重の原則　多様な価値観を尊重する自治を進めること。

（５）未来への責任の原則　施策の決定にあたっては、未来の世代の視点を組み込み、持続可能で発展的な自治を進めること。

## 第３章　市民の役割等

（市民の権利）

第６条　市民は、自治に関して、次に掲げる権利を有する。

（１）自治に関する情報を知る権利

（２）自治に参加する権利

（３）市民としての誇りと幸せを享受する権利

（市民の役割）

第７条　市民は、自治の主体であることを認識し、積極的に自治に参加するよう努めるものとする。

２　市民は、自治への参加に当たっては、互いの立場及び考えを尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

３　市民は、助け合い、協力し、声の掛け合いを通じて地域とのつながりを育み、豊かな地域社会を築くよう努めるものとする。

（こどもの権利）

第８条　こどもは、年齢や発達段階に適した形で自治に参加する権利を有する。

２　こどもは、安全で安心して健やかに育つ環境を享受する権利を有する。
３　その他、こどもの権利に関する基本事項については、別に定めるものとする。

## 第４章　議会の役割及び責務

（議会の役割及び責務）

第９条　議会は、直接選挙によって選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるものとする。
２　議会に関する基本的な事項は、守谷市議会基本条例（平成２５年守谷市条例第２８号）によるものとする。

## 第５章　市長及び執行機関の役割及び責務

（市長の役割及び責務）

第１０条　市長は、市の代表者として、その地位が市民からの負託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。
２　市長は、市の施策が市民の意見やニーズを反映したものであるよう、市民との対話の機会を積極的に設け、市民の想いが行政運営に生かされるよう努めなければならない。

（職員の役割及び責務）

第１１条　職員は、市民全体の奉仕者として、市民自治の実現のため、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼獲得に努めなければならない。
２　職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、安心して暮らせるために行う地域の取組に積極的に参画するように努めなければならない。

## 第６章　情報の公開と共有

（情報の公開と共有）

第１２条　市は、市政に関する情報の透明性を確保し、市民の知る権利を保障するとともに、市民の自治への参加を促進するため、市政に関する情報を市民に積極的かつ分かりやすく公開し、共有するものとする。
２　情報の公開に関する基本的な事項は、守谷市情報公開条例（平成１０年守谷町条例第４号）によるものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　市は、個人情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供及び管理を適正に行わなければならない。

## 第７章　参加と協働

（市民参加の機会）

第１４条　市は、自治に関して、市民の参加する権利を保障するとともに、市民の参加を促進し、支援するものとする。
２　市民及び市は、市民の意見を市政に反映させるため、多様な市民が意見を表明し、対話できる場を積極的に設け、市民の想いが形になるよう努めるも

のとする。

（住民投票）

第１５条　市長は、行政運営の重要な事項について、市民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。

２　住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

３　市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

（市民会議）

第１６条　市は、自治に関する意見を聴取する場として、指名、推薦及び公募によるもののほか、無作為に選出した市民等による市民会議を開くことができるものとする。

（協働の推進）

第１７条　市民及び市は、それぞれの役割を理解し、協働のまちづくりに取り組まなければならない。

２　協働に関する基本的な事項は、守谷市協働のまちづくり推進条例（平成３０年守谷市条例第３０号）によるものとする。

（都市内分権の推進）

第１８条 市は、市民自治を拡充し、協働のまちづくりを実践するため、守谷市内の各地域における市民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の市民が自ら考え実行する都市内分権を推進するための施策を講じるものとする。

## 第８章　市政運営

（総合的かつ計画的な行政運営）

第１９条　市長は、広く市民の参加を求め、守谷市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行うものとする。

（説明責任）

第２０条　市長は、行政運営の透明性を高めるため、重要な事項について、その立案から実施及び評価に至る過程を分かりやすく説明し、市民への説明責任を果たさなければならない。

（財政の健全性）

第２１条　市は、中長期的な視点に立ち、財政の健全性を確保し、持続可能な行政運営を行うとともに、その状況を市民に分かりやすく公表するものとする。

（危機管理）

第２２条　執行機関は、自然災害、重大な事故及びその他の緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行わなければならない。

## 第９章　国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

（広域連携）

第２３条　市は、必要に応じて国及び茨城県と対等な立場で適切な役割分担の下、連携協力するとともに、行政運営の効率化及び相互に共通する課題又は広域的な課題を解決するため、他の市区町村と連携協力するものとする。

## 第１０章　条例の検証及び見直し

（条例の検証及び見直し）

第２４条　市は、審議会、委員会その他の関係会議等に対し、定期的にこの条例の運用状況及びこの条例に基づく市政の状況等について意見を求め、その検証を行わなければならない。

２　市は、前項の検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 附　則

この条例は、公布の日から施行する。